

取調べの録音・録画に関する取組方針

えん罪の防止を図りつつ、国民の安全・安心を求める期待に十分に答えることのできる取調べの録音・録画制度の実現に向け、その具体的な制度設計の検討に資するよう、最高検において、以下の取組を推進する。

1 録音・録画の試行の着実な実施

現在行われている、特捜部及び特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行並びに知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおける録音・録画の試行については、今後とも、「検察の再生に向けての取組」において示した留意事項を踏まえ、これを着実に実施する。

2 録音・録画の拡大

現在実施している裁判員制度対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画については、以下の点に特に留意し、その範囲を試行的に拡大することとする。

- ① 現在の実施指針上録音・録画の対象となる事件については原則として全事件において録音・録画を行う。
- ② 例えば、否認している被疑者に弁解を尽くさせる場面を録音・録画するなど否認事件についても録音・録画の対象とするほか、身柄拘束の初期段階の取調べ、主要な供述調書の作成に係る取調べ、未だ供述調書を作成していない事項にかかる取調べ等を含め、様々な録音・録画を行う。

最高検においては、1か月以内を目途として、これらの留意点に従った録音・録画が実施されるようにするための措置を講じた上、それに基づく録音・録画を速やかに実施し、1年後を目途として、録音・録画の有効性及び問題点等について多角的な検証を行い、その結果を公表することとする。